

想定外を想定する

～災害に備えて準備が必要です～

▶問い合わせ 防災安全課防災担当(内線 282)

防災行政無線の工事を行っています

市では、平成25年度から27年度にかけて防災行政無線施設更新整備事業を行っています。この事業は、従来のアナログ放送からデジタル放送へ切り替えるもので、市内各所に設置されている放送機器(スピーカーなど)の更新を進めています。施工に当たり、一時的に防災行政無線の放送が聞き取れない状況が生じます。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力をお願いします。

なお、防災行政無線の放送が聞き取れない場合は、電話による音声確認サービスをご利用ください。

音声確認サービス 0120-360-100

※午後2時40分の定時放送などは同サービスを実施していません。また、電話が混み合っている場合は、かかりにくいことがありますので、しばらくしてから、おかけ直してください。

災害情報を自分で収集しよう

災害時の情報伝達や収集の方法はいろいろあります。情報が来るのを待つだけでなく、自ら情報を取得することにより、被害の軽減につながります。

情報収集手段

テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話、防災行政無線、広報車など

各自でできる情報収集方法

【浮き城のまち安心・安全情報メール】

犯罪・不審者情報と火災情報についてのメールをお届けします。

【行田市ホームページ】

災害発生時などには、市ホームページのトップページ左上の「緊急・災害関連ニュース」のコーナーに情報を掲載します。

【行田市公式ツイッター】

市ホームページや「市報ぎょうだ」に掲載されている行政情報や防災・防犯および災害に関する情報などをお届けします。

【テレビ埼玉データ放送】

テレビ埼玉を視聴中にテレビリモコンのdボタンを押すと、行田市からのお知らせを確認することができます。

【緊急速報メール】

ドコモ・au・SoftBankのエリアメール対応の携帯電話をお持ちの方に、登録なしで行田市の災害情報が自動的に配信されます。

※市外にいる場合は、受信できません。

【埼玉県防災情報メール】

埼玉県消防防災課から気象警報注意報・地震情報・避難情報・避難所開設情報についてのメールを配信します。

【埼玉県大気環境情報メール】

埼玉県大気環境課からPM2.5の情報、光化学スモッグ注意報などの発令についてのメールを配信します。

▶登録方法

・「浮き城のまち安心・安全情報メール」と「行田市公式ツイッター」の登録については、市ホームページをご覧ください。

・「埼玉県防災情報メール」と「埼玉県大気環境情報メール」の登録については、埼玉県ホームページをご覧ください。

台風シーズン到来 家庭で万全な水害対策を

台風や集中豪雨が発生しやすい時期になりました。水害に備えて事前の対策をしっかり行い、家族ぐるみ、地域ぐるみで被害を最小限に抑えましょう。

気象情報に注意し、安全対策の確認を

- ・テレビやラジオ、市や防災関係機関からの気象情報(大雨注意報・警報など)に注意しましょう。
- ・浸水に備えて、家財道具は安全な場所に移動しておきましょう。
- ・避難(場)所、非常用持ち出し品の一覧は防災安全課で配布している「行田市防災ガイドブック」または市ホームページ(防災情報)をご覧ください。
- ・側溝や排水溝は、いったん詰まると雨水が流れず、どんどんたまってしまうため、常に手入れを行いましょう。

洪水ハザードマップを活用しましょう

- ・自宅や職場などが洪水時に、どれくらいの浸水が予想されているか確認しておきましょう。
- ※洪水ハザードマップは市ホームページ(防災情報)で確認できます。

長雨や大雨時は排水量を抑えましょう

- ・できるだけ風呂や洗濯の排水を控えて、少しでも下水道に流れる水量を減らしましょう。

水害が発生した場合は、早めに行動しましょう

- ・屋外への安全な避難が困難なときは、無理をせず建物の上階などに避難しましょう。

竜巻に注意してください

竜巻や激しい突風から身を守るためには、テレビやラジオなどからの情報を活用するとともに、空模様の変化に注意することが必要です。

竜巻の特徴

- ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなります。
- ・雷が聞こえたり、雷光が見えたりします。
- ・冷たい風が吹き出します。
- ・大粒の雨やひょうが降り出します。
- ・短時間で狭い範囲に甚大な被害をもたらします。
- ・移動速度が非常に速い場合があります(時速90キロメートルで移動した例もあります)。

竜巻が身近に迫ったら

【屋外にいる場合】

- ・頑丈な建物などの中や物陰に入って身を小さくしましょう(物置や車庫、プレハブの中は危険です)。
- ・電柱や太い樹木であっても倒壊することがあるので、近づかないようにしましょう。

【屋内にいる場合】

- ・窓ガラスが割れて、飛び散る可能性があるため、窓やカーテンを閉めて離れましょう。
- ・窓のない部屋に移動しましょう。
- ・頑丈な机やテーブルの下に入り、身を小さくして頭を守りましょう。
- ・シャッターや雨戸を閉めましょう。



火災に遭われた方へ 民間賃貸住宅の家賃の一部を 補助します

市では、火災により自宅などを焼失し、緊急に別の住まいを必要とする方(世帯主)へ、民間賃貸住宅をあっせんすることにも、家賃の一部を補助しています。

▼要件

- ・火災の原因が、その世帯に属する方の故意によるものでないこと
- ・火災発生時に市内に住所を所有していたこと
- ・生活保護を受けていないこと
- ・その世帯に属する方全員が市税を滞納していないこと

▼補助金の限度額 月額4万1千500円

(敷金および礼金などを除く)

※月の途中で賃貸借契約を締結および解約し、家賃額が日割り計算された場合は、その額と補助限度額を同じ日数で日割り計算し、いずれか低い額を補助します。

▼補助金交付期間 賃貸借契約を締結した日から起算して3カ月以内

▼その他 申し込み時の提出書類など詳細については、市ホームページをご覧ください。

▼問い合わせ 建築課住宅管理担当 ☎550-1554

消防水利点検作業にご協力を

消防署では、一刻を争う消火活動に支障なく消防用井戸や消火栓を使用できるように、消防自動車を使用した維持・管理などの点検を随時行っています。

点検に伴う消防ポンプ自動車のエンジン音や排水などで、市民の皆さんにご迷惑をお掛けすることもあります。火災が発生したときに大切な生命と財産を守るための重要かつ必要な業務です。ご理解ご協力をお願いします。

▼問い合わせ 消防署 ☎550-2123

熊谷商工信用組合行田支店と新たに 「行田市地域安心ネットワーク」に する協定を締結しました

6月5日、市では新たに熊谷商工信用組合行田支店と「行田市地域安心ネットワーク」に関する協定を締結しました。これにより、協定締結事業所は12事業者となりました。

事業者には、日ごろの事業活動の中で市民の異変に気付いたときに、速やかに市に連絡していただき、連絡を受けた市は安否確認や必要な支援などを行います。なお、市では、この協定に協力していただける団体・事業者を随時募集しています。

▼問い合わせ 福祉課トータルサポート推進担当(内線285)